

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：30106

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530034

研究課題名(和文) 国際規律の形成・受容・確保に関わる統治構造理解の前提の変容と憲法的統制の再構築

研究課題名(英文) Formation, Acceptance and Observance of International Regime and Its Constitutional Control

研究代表者

齊藤 正彰(Saito, Masaaki)

北星学園大学・経済学部・教授

研究者番号：60301868

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の枠組みにおける分析によって、国際協力の領域における国際規律の発展は、動的な視点から見ると、多層的立憲主義という形で解されることが明らかになった。多層的構成は、国際規律と国法体系の伝統的関係とは異なり、国際規律の形成・受容・確保の各段階で、国法秩序の調和化のための柔軟な解決を提供すると解される。そして、多層的立憲主義は、政府の外交活動に対する憲法的統制の理論にも一定の影響を与えるであろう。

研究成果の概要(英文)：The investigations in the framework of this project reveal that the development of the international regimes in the field of the international cooperation appears in the form of the multi-level constitutionalism from a dynamic point of view. Differently from the traditional relationship between the international regime and the national legal system, the multi-layered structure seems to provide flexible solutions to the harmonization of national legal orders at the stage of the formation, acceptance and observance of the international regime. And the multi-level constitutionalism may have some influence on the theory of the constitutional control over the diplomatic activities of the government.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学 国際法学 憲法 条約 国際協力

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究代表者は、国法体系における条約の取扱いについて、日米安保条約を契機とする従来の憲法学説の枠組みを捉え直し、憲法の国際協調主義と他の基本原理との間の調整の問題として考察することによって、日本国憲法における国際協調主義の射程の再検討を進めてきた。

とりわけ、平成 20～22 年度科研費(若手研究(B))「国際規律と憲法 - 人権・環境・安全をめぐる国際協力と憲法的対応の総合的研究 -」においては、国際法の要求内容の国内実施のための斉一的な法整備や、国際機構の見解ないし判断の国内実施についての要請が増大しつつあることに注目し、国際規律と憲法との関係を考察した。

そのような検討を経て、所与の多数国間条約の批准時の国会承認、あるいは国内裁判所による条約の国内適用といった、従来の国内法システムを前提として立法・司法・行政の各個の部面ごとに条約の扱いを静態的に検討するのでは不十分なことが判明した。諸国家の合意が条約として形成され、あるいは所要の国内法制の整備を関係国や国際機構から求められる状況での、国家間の協力形成と国家の統治機構の関係について、そのような国際規律の形成・受容・確保の段階に注目し、その憲法的統制の可能性を探ることが必要と考えるに至った。

(2) 行政法学において既に指摘がなされてきたように、国際規律の拡大・高度化は、従来の公法理論の前提を変容させる可能性を孕んでいる。他方、現今の憲法学の統治機構論においては、政策の立案・決定や総合調整等の執政作用を、憲法上どのように位置づけて論じることが重要な課題となっている。ところが、外政問題が国家の政策形成を規定する状況が昂進したときに、それが統治構造の理解に及ぼす影響と、執政権論との関係は、まだ十分に論じられていなかった。外交関係に関する国家の権限は、かつては「対外権」として、立法権と行政権の協働によるものと説明されていた。これを執政権論によって捉え直す場合、高度の国際規律の増大は、執政レベルでの内閣の政治的イニシアティブや、法律に留保される「始原的決定」の理解を掣肘する可能性があり、それらの問題についての検討が必要と考えられた。

(3) そこで、本研究によって、今後もますます拡大・深化する国際協力の部面における政府の活動を分析する憲法的枠組を示すことを考えた。

EU 法や欧州人権条約への対応といった切実な要請に晒されなかった日本の憲法学においては、国際規律の拡大・高度化に対応した統治機構の再把握に関する考察は不足しており、行政法学・国際法学における問題提

起と結び合った議論が十分にはなされていなかった。本研究は、そのような不足を填補することを狙いつつ、統治機構に関する近年の憲法学の議論動向を踏まえ、そこでの議論の展開と国際規律の拡大・高度化への対応の問題の接合を図るものであった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、これまでに受けた科学研究費とその成果を踏まえ、とりわけ平成 20～22 年度科研費(若手研究(B))によって考察した国際規律の現況と、関連する研究の成果、および憲法学における近年の統治機構論の研究動向とを突き合わせ、「国家間で形成され、あるいは整備が求められる法」の定立から実施までの過程を総合的かつ動態的に捉えて、その憲法的統制を考察することにより、従来の各個的・静態的枠組での検討では得られなかった観点の獲得を目的とするものであった。

(2) 本研究は、その目的を、国際規律の拡大・高度化への対応について、国際規律の形成段階に関わる国家機関についての憲法的統制の可能性、国際規律の国法体系への受容段階における迅速性と整合性を担保するための憲法的枠組、日本国による国際規律違反を防止するための国内実施の確保段階についての憲法的要請の問題として明確化することと定めた。

そして、これらの考察によって、国際機構・条約機関における政府の活動の憲法的統制方法、国際組織犯罪防止条約の国会承認と国内実施法整備の齟齬のような事態の回避方法、条約機関の意見・見解の国内的意味や個人通報制度の位置づけ等について、憲法論上の新たな分析視座を明らかにすることを目指した。

(3) 本研究は、国際規律の拡大・高度化が国法体系にもたらす影響を検討するに際して、各種の国際規律を所与のものとして静態的に憲法解釈上の位置づけを論じるのではなく、「国家間で形成され、あるいは整備が求められる法」の定立から実施までの過程における統治機構の作用を動態的に分析する点で従来にない視座を提供することを狙った。

しかも、国際規律を広く捉え、諸国家間で条約として形成された規範だけではなく、国家間の交渉ないし何らかの合意の帰結として一定の国内法整備が要請される場面をも視野に入れている点に、憲法と条約の関係を対象とする従来の静態的な議論枠組みとの大きな相違があった。

そして、この論点は、国政のイニシアティブに関する執政権論に対外関係の動因を結合する意味を有すると考えた。

3. 研究の方法

(1) 本研究の実際の作業は、国際規律と各国憲法の対応に関する文献・資料の調査・分析に基づいて、「国家間で形成され、あるいは整備が求められる法」の定立から実施までの過程における憲法レベルでの対応を明らかにすることが中心とした。

(2) 本研究は、内閣・国会・裁判所の役割にも注目して、国際規律の形成・受容・確保の各段階における憲法的統制を総合的に考察するものである。そこで、3年間の研究期間において、年度ごとに中心的な検討テーマを定めて、研究の推進を図ることとした(ただし、研究の進捗状況や、新たな文献・判例の出現等に応じて、当初計画の合理的な調整を行うものとした)。

2011年度は、平成20～22年度科研費(若手研究(B))による、特徴的な法規範の形成や実施措置の整備が見られる人権・環境・安全の3つの領域における国際規律の形成・実行の検討に基づきつつ、本体の条約に附随する議定書や実施措置の形成過程と、これに関与する国家機関の憲法的統制のあり方を探るという方向性をもって検討を深化させるものとした。EU立法に対する各国議会の関与・統制方法の整備や、多層的立憲主義論にも注目することとした。

2012年度は、中心的なテーマとして、国際規律の国法体系への受容段階の諸問題について検討するものとした。条約締結の承認と当該条約の国内実施法の制定とが国会審議において区々に扱われている問題について検討するとともに、従来の条約とは性質を異にする国連安保理決議の国内的実施に関する問題についても、分析・検討することとした。

2013年度は、中心的なテーマとして、国際規律の国内的実施の確保段階の諸問題について検討するものとした。国内裁判所とりわけ最高裁判所の責務という観点から、単に裁判での条約の適用問題ではなく、国法秩序を国際規律に適合的に維持し、日本国の国際規律違反を防止し、あるいは国際紛争を法的に処理するための対応を憲法学の観点から総合的に検討することとした。

(3) 本研究とは別の共同研究による現地調査の際に、オーストラリアにおける条約締結の実際について調査し、現地日本大使館の書記官からも詳細な情報を得ることができた。単に「二元論」を採る国家として片付けることのできない、連邦制の事情と結びついた、条約締結後の国内的実施の実効性が担保されることを志向するオーストラリア連邦議会での手続から、本研究の目的達成のために貴重な示唆を得ることができた。

4. 研究成果

(1) 本研究は、統治機構に関する近年の憲法学の議論動向を踏まえながら、そこでの議論の展開と国際規律の拡大・高度化への対応の問題の接合を図るものとし、「国家間で形成され、あるいは整備が求められる法」の定立から実施までの過程と憲法の関係について、3つの段階を動的に分析する総合的研究として推進した。

(2) 本研究に関する具体的成果として、以下のような知見が得られた。

単著『憲法と国際規律』を執筆し、公刊した。本書は、本研究課題が対象とする問題領域全般に関わり、平成20～22年度科研費(若手研究(B))による人権・環境・安全の領域における国際規律の検討に基づきつつ考察を深めるという本研究の計画にも準拠して、単にこれまでの研究成果を束ねるのではなく、多層的立憲主義等についての本研究の成果を大幅に加筆して完成させたものである。

国際機構による実施措置の増大・高度化を考えるうえで重要な、EU法・欧州人権条約と構成国憲法の関係性をめぐって、ドイツ基本法およびドイツ連邦憲法裁判所とEU法・欧州人権条約の関係についての論文を、共著『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』に掲載した。

本研究課題に関わる近時の憲法学の議論の整理と展望を、国際人権法学会の学会誌『国際人権』から依頼を受けて、「国法体系における国際人権条約の実施 - 国際人権法と憲法学のスタンス - 」という標題で寄稿した。

本研究課題が対象とする問題領域の基本的部分に関わる「人権の国際的保障」について、共著書『論点探究憲法』のための原稿を執筆し、公刊された。書籍としては改訂版であるが、当該執筆担当部分については、単に旧稿を手直しするのではなく、最新の研究動向を反映させて全面的に書き改めた。

国際人権条約に附随する議定書が定める実施措置として重要なB規約の個人通報制度と、立法・司法・行政の各部面での国際規律の扱いと実施措置の憲法的統制を考えるだけでは解決できない国内人権機関の問題について、多層的立憲主義の視点を踏まえつつ、「新たな人権救済制度がもたらす人権規範の共通化 - 個人通報制度と国内人権機関」という新たなテーマで論文を執筆し、法律雑誌に寄稿した。

「多層的立憲主義」は、「国家間で形成され、あるいは整備が求められる法」の基盤を説明するキーワードと考えられる。そこで、昨年度に公刊した単著『憲法と国際規律』の次に続く課題を見据え、本研究の課題の位置づけと論点を俯瞰するものとして、「憲法の国際法調和性と多層的立憲主義」という標題で所属機関の紀要に投稿した。この論文では、

従来の憲法 98 条 2 項の解釈を見直すための視座を明らかにし、考察の手がかりとしてドイツ連邦共和国における「国際法調和性の原則」についての判例の展開等を確認した上で、多層的立憲主義と国際人権条約の関係を論じ、さらに、多層的立憲主義と人権以外の国際規律の関係について展望した。憲法によって設営される国内機関が、国家の領域外で活動する中で他国との間でなされた合意が国内に及ぼされ、あるいは、そのようにして創設された国際機関が国内で高権を行使することが生じるような場合（国連安保理決議の国内的实施に関する問題もここに関連する）を考えると、国家の対外権の統制について論じるのに既存の道具立てでは限界がある。そこで、国際的に活動する国内機関および国際機関の法的統制のしくみを考えるについても、多層的立憲主義の構想が有用であることを示した。

日本国の国際規律違反を防止し、あるいは国際紛争を法的に処理するための対応である国際規律の国内的实施の確保段階の問題に関して、書評という形で、実務法曹の活動について考察した。

国法秩序を国際規律に適合的に維持することについての政府の対応という観点から、国際人権法学会の「多層的人権保障システムの下での憲法の国際化 / 国際法の憲法化」研究グループにおいて依頼を受けて、「国際人権法と多層的立憲主義の構想」と題して研究報告を行った。本研究課題と密接に関連する研究グループの研究集会で、40 名近い研究者が出席するなかで質疑と議論を行った。

従来、在留外国人の取扱いの問題とされてきたものを、対外権の憲法的統制における国内裁判所とりわけ最高裁判所の責務という観点から捉え直して、判例を再検討する作業を行い、弁護士会の研究会で講演した（講演日は 2014 年度であるが、検討作業は本研究の成果に基づき、2013 年度中に基本的部分の作業を行ったものである）。講演内容は、公開の予定である。

(3) このような多層的立憲主義を切り口とする考察から、①(a)国際法の要求内容の国内的实施のための齊一的な法整備や、(b)国際機関の見解ないし判断の国内的实施についての要請が増大しつつある国際規律の現況と、

国家間の協力形成のために国際規律の形成・受容・確保に関わる国家の統治機構の憲法的統制の重要性についてのこれまでの研究成果を総合し、国際規律と憲法をめぐる公法学の伝統的論点を、多層的立憲主義の観点から解明し、再構成することが次の課題として求められる（「多層的立憲主義と国際規律階層性と対話性の整合」とのテーマで科学研究費「基盤研究(c)」を申請し、採択された）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

齊藤正彰、国法体系における国際人権条約の実施 - 国際人権法と憲法学のスタンス、国際人権、査読無、22 号、2011、16～21 頁

齊藤正彰、新たな人権救済制度がもたらす人権規範の共通化 - 個人通報制度と国内人権機関、法律時報、査読無、84 巻 5 号、2012 年、25～30 頁

齊藤正彰、憲法の国際法調和性と多層的立憲主義、北星学園大学経済学部北星論集、査読無、52 巻 2 号(開学 50 周年記念号)、2013 年、303～314 頁

齊藤正彰、書評：近畿弁護士会連合会人権擁護委員会国際人権部会 = 大阪弁護士会選挙協議定書批准推進協議会編『国際人権条約と個人通報制度』(日本評論社、2012 年)、国際人権、査読無、24 号、2013、147～148 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

齊藤正彰、国際人権法と多層的立憲主義の構想、国際人権法学会第 25 回研究大会「多層的人権保障システム下での憲法の国際化 / 国際法の憲法化」研究グループ、2013 年 11 月 24 日、名古屋大学

〔図書〕(計 3 件)

齊藤正彰、信山社、憲法と国際規律、2012、219 頁

中村民雄 = 山元一 (編)、信山社、ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化、2012、280 頁

小山剛 = 駒村圭吾 (編)、弘文堂、論点探究憲法〔第 2 版〕、2013、412 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

なし

取得状況 (計 0 件)

なし

〔その他〕

ホームページ等 (計 0 件)

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齊藤 正彰 (SAITO MASA AKI)
北星学園大学・経済学部・教授
研究者番号:60301868

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし